

倉敷市農業委員会農地部会議事録

1 開催日時 平成27年10月7日(水)午前10時00分から午前10時30分

2 開催場所 倉敷市役所 5階502会議室

3 出席委員(17人)

農地部会長 18番 小野 健児 委員

農地部会長代理 16番 栗坂 正 委員

農地部会長代理 17番 岡 勝嗣 委員

委員

1番 古川 敦己 委員 2番 柿本 太志 委員 3番 千田 甚治 委員

4番 山地 康弘 委員 5番 中桐 敏憲 委員 6番 田邊 洋樹 委員

7番 小幡 通隆 委員 8番 安田 公彦 委員 9番 難波 福治 委員

11番 原田 龍五 委員 12番 亀山 徹 委員 13番 難波 克巳 委員

14番 黒岡 勝美 委員 15番 光田 稔 委員

4 欠席委員(1人)

10番 難波 朋裕 委員

5 農業委員会等に関する法律24条(議事参与の制限)に該当した委員

なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第18条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農用地利用集積計画について

議案第 6 号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第 7 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第 8 号 農地転用許可制度の運用について【立地基準】の改正について

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 4 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について

報告第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の取り下げについて

報告第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取り下げについて

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

次長 池原 伸一 主幹 小橋 敏光 主任 日下部 啓司 主任 坂本 和司

主任 小林 龍治 主任 則本 真知子 副主任 早乗 周治

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

事務局 池原次長	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから農地部会を開催したいと思います。</p> <p>それで、議事に入りたいと思います。農地部会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は農地部会長が務めることになっておりますので、これより議事の進行は小野農地部会長さんをお願いしたいと思います。小野部会長さんよろしく申し上げます。</p>
小野農地 部会長 (以下 「議長」)	<p>ただ今から、平成27年10月の農地部会を開会いたします。</p> <p>出席委員は18名中(17)名で、過半数に達しておりますので、農地部会は成立しております。</p> <p>それでは皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。倉敷市農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>それでは(6)番(田邊 洋樹)委員と(7)番(小幡 通隆)委員にお願いします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の小林主任と早乗副主任を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>それでは議事に入ります。1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 則本主任	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から2頁にかけて10件の申請がありました。</p> <p>権利の種類の内訳は、使用貸借権設定が1件、所有権移転が9件です。</p>

それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。

【議案第1号、1番から10番について調査票をもとに説明】

1頁2番と5番につきましては、譲渡人、譲受人とも同一人の申請であり、譲受人は10月1日設定の利用権と合わせて下限面積を満たすこととなります。

倉敷東及び西地区協議会でご審議いただきましたが、どちらも許可意見とのことでした。

6番につきましては、倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、譲受人所有農地について、全体を効率的に耕作できていないため保留とのことでした。

また、1頁8番及び2頁9番につきましては合わせて下限面積を満たすこととなります。真備地区協議会でご審議いただきましたが、営農計画書を確認し、農業を営む見込みが十分にあると判断いたしました。

その他、1番、3番、4番、7番及び10番につきましては、調査票のとおり問題のある案件はございませんでした。

今回の案件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、6番については保留、1番から5番及び7番から10番につきましては、調査票のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ですが、1頁1番から2頁10番までの計10件の内、6番は保留、残り9件は、別添調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【 異議なしの声あり 】

議 長

異議なしということでございますので、議案第1号は、1頁1番から2頁10番までの計10件の内、6番は保留、残り9件は、許可と決定いたします。

次に、3頁をお開きください。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。

事務局 早乗 副主任	<p>それでは、事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、3頁に4件の申請がございました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、あわせて参照してください。</p> <p>【議案第2号、1番から4番について調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>今回、申請のありました4件についてですが、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>また、この4件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」ですが、2頁1番から4番までの計4件は、別添調査票のとおり農地法第4条第2項各号に該当しないものとして、許可ということでございますが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第2号は、2頁1番から4番までの計4件は、別添調査票のとおり農地法第4条第2項各号に該当しないものとして、許可と決定いたします。なお、許可とした4件につきましては、10月28日開催予定の岡山県農業会議 常任会 議員会議に諮問し、転用相当との答申を受けた時には、すみやかに許可書を交付することといたします。</p> <p>次に、4頁をお開きください。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>

事務局 早乗 副主任	<p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、4頁から5頁にかけて11件の申請がありました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>1番から3番についてですが、特に問題はございませんでした。</p> <p>4番についてですが、申請地の隣地に違反転用があり是正する必要があります。この違反転用是正の農地転用許可申請書が平成27年9月25日付けで提出されていますが、11月部会で審議することとなります。今回の申請は、違反転用是正とあわせて審議することとなり保留とのことでした。</p> <p>5番から11番についてですが、特に問題はございませんでした。</p> <p>以上により4番は保留。1番から3番、5番から11番の10件は、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>また、この10件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、4頁1番から5頁11番までの計11件の内、4番は保留、残り10件は、別添調査票のとおり農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第3号は、4頁1番から5頁11番までの計11件の内、4番は保留、残り10件は、別添調査票のとおり農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可と決定いたします。なお、許可とした10件につきましては、10月28日開催予定の岡山県農業会議 常任会 議員会議に諮問し、転用相当との答申を受けた時には、すみやかに許可書を交付すること</p>

事務局 則本主任	<p>とします。</p> <p>次に、6頁をお開きください。議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」でございますが、6頁に1件の申請がありました。前回から保留の案件です。</p> <p>前回の農地部会において、賃貸人が主張する内容等について賃借人から弁明を求める必要があり、9月の地区協議会は賃借人が欠席されたため、10月開催の地区協議会に賃借人を招致して、事情聴取を行う旨ご承認をいただきました。</p> <p>今回、10月2日開催の倉敷西地区協議会では、賃借人が体調不良により欠席されたため、意見聴取を行うことができませんでした。</p> <p>倉敷西地区協議会でご審議いただきましたが、賃借人と連絡を取り再度意見聴取依頼するため、保留とのご意見でした。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」は、6頁1番は保留とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第4号は、6頁1番は保留といたします。</p> <p>次に、7頁をお開きください。議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 則本主任	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第5号の「農用地利用集積計画について」でございますが、7～9頁に16件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。</p>

	<p>利用権の種類の内訳は、賃貸借4件、使用貸借12件です。</p> <p>また、利用期間については、更新が6件、更新切れを含む新規が10件です。</p> <p>今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものが1件で、その他は個人です。</p> <p>面積は36,603㎡です。</p> <p>借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。</p> <p>議案第5号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、16件とも承認が相当と判断します。</p> <p>なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議のほどよろしく、お願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第5号「農用地利用集積計画について」は7頁1番から9頁16番までの計16件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということですので、議案第5号は、7頁1番から9頁16番までの計16件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認と決定いたします。</p> <p>次に、10頁をお開きください。議案第6号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 小橋主幹	<p>小橋です。議案第6号「農地転用事業計画変更申請承認について」ご説明いたします。10頁、11頁をご覧ください。西地区で1件の申請がありました。</p> <p>平成26年5月に申請があった「特別積み合せ貨物運送施設」は、平成26年12月17日に転用許可をうけていました。工事期間は平成27年2月1日から平</p>

	<p>成28年6月30日でした。ところが、春が過ぎても未着工だったので、工事期間の変更を指導した結果、平成29年9月30日まで期間の変更を承認申請したものです。</p> <p>合わせて一部、分筆登記を行ったため申請面積に3㎡の変更が生じたものです。</p> <p>これらの調査内容について西地区協議会でご審議いただきましたが、事業計画の変更として、異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第6号「農地転用事業計画変更承認申請について」は10頁1番は、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第6号は、10頁1番は承認といたします。</p> <p>次に、12頁をお開きください。議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 小橋主幹	<p>小橋です。議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。12頁をご覧ください。2件の申請がありました。</p> <p>1番は西地区で、特例適用を受けようとする申請人の自宅の所在は大内です。伯備線の富久踏切の西約80mに位置しており、相続人と被相続人は同居しておりました。申請農地は、自宅前の道路を挟んで南隣です。通作距離も問題なく、相続人は生前農業を営んでいたものと判断されます。</p> <p>2番は玉島地区で、特例適用を受けようとする申請人の自宅の所在は玉島勇崎です。金光薬品玉島勇崎店の南約70mに位置しており、相続人と被相続人は同居しておりました。申請農地は、玉島勇崎地区で唐船から黒崎に抜ける旧県道の東に有る3筆の田です。</p> <p>新池の東北約60mの位置に1筆、新池の東土手の下の中ほどと、南寄りに田がそれぞれ2筆、合計3筆を申請しております。通作距離も問題なく、被相続人は生</p>

前農業を営んでいたものと判断されます。

これらの内、玉島勇崎94-1は、全体面積989㎡の内、道路部分の8.29㎡を除く980.71㎡を申請しております。

また、1番2番ともに申請農地は、農業委員会の農家台帳上耕作権の設定はありません。

そして、相続人は被相続人の死亡の日の翌日から起算して10ヶ月以内に農業経営を開始し、引き続き経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局は承認が相当と判断しました。

これらの調査内容について各地区協議会でご審議いただきましたが、特例の対象となる要件に該当するものとして、異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

事務局の説明では、議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」は、12頁1番2番は承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【 異議なしの声あり 】

議長

異議なしということですので、議案第7号は、12頁1番2番は承認といたします。

次に、13頁をお開きください。議案第8号「農地転用許可制度の運用について【立地基準】の改正について」を議題とします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
早乗
副主任

早乗です。説明は座ってさせていただきます。

議案第8号「農地転用許可制度の運用について【立地基準】の改正について」でございますが、平成24年11月1日に施行した「農地転用許可制度の運用について【立地基準】」について、社会福祉施設の取り扱いを一部変更するものです。社会福祉施設のうち、介護保険事業等は、第1種農地・第2種農地でも立地基準により条件を満たしている場合、農地転用ができるとされていますが、その他の社会福祉

	<p>施設はできません。</p> <p>今回の改正は、その他の社会福祉施設の内、倉敷市障がい福祉計画に準ずる施設について、介護保険事業等と同様の取り扱いにするよう、立地基準を見直すものです。</p> <p>各地区協議会でご審議いただきましたが、異議なく承認とのことでした。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第8号「農地転用許可制度の運用について」は立地基準を改正するとのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第8号は承認といたします。</p> <p>以上で審議案件は終了いたしました。</p> <p>ここからは報告案件です。</p> <p>15頁をお開きください。</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>18頁をお開きください。</p> <p>報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>21頁をお開きください。</p> <p>報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>27頁をお開きください。</p> <p>報告第4号 農地法第18条の規定による通知について</p> <p>28頁をお開きください。</p> <p>報告第5号 農地法第3条の規定による許可申請の取り下げについて</p> <p>29頁をお開きください。</p> <p>報告第6号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて一括して事務局に説明をお願いします。</p>
事務局 坂本主任	<p>15頁をお開きください。</p>

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、15頁から17頁にかけて17件の届出がありました。

本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。

次に18頁をお開きください。

報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、18頁から20頁にかけて15件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に21頁をお開きください。

報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、21頁から26頁にかけて34件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に27頁をお開きください。

報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが27頁に3件の通知が農業委員会に提出されました。

以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局専決で事務処理を完了しております。

次に28頁をお開きください。

報告第5号「農地法第3条の規定による許可申請の取り下げについて」でございますが、28頁に1件の取り下げが農業委員会に提出されました。

次に29頁をお開きください。

報告第6号「農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて」でございますが、29頁に1件の取り下げが農業委員会に提出されました。

報告案件については以上です。

ご確認のうえ、ご承認をお願いします。

議長

ただいまの事務局の説明について、なにかご質問がありますか。

各委員

【 異議なしの声あり 】

議 長	<p>ご異議ないものと認め、報告第1号から報告第6号についてはすべて承認することと決定します。</p> <p>事務局他に、何かありますか。</p>
事務局 池原次長	<p>ご審議ありがとうございました。</p> <p>次回の農地部会は、平成27年11月10日(火)午前10時より、倉敷市役所502会議室にて予定しております。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
議 長	<p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を当部会にご出席をいただき、迅速かつ適切にご審議をたまわり、誠にありがとうございました。皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。</p> <p>次回農地部会は先ほど事務局から案内があったとおりですので、ご出席のほど、よろしくお願いたします</p> <p>これにて、散会いたします。</p> <p>(閉会 午前10時30分)</p>

農業委員会部会会議規則第11条第2項の規定により署名・押印をする。

平成27年10月7日

倉敷市農業委員会

農地部会長

署名委員

署名委員